

新しく社会人になったみなさんへ

ここには、みなさんの生活に必要な
お金や契約に係わる情報やヒントが載っています。
社会人になると、契約の機会が増え、内容も複雑になってきます。

買い物をするその前に、自分磨きの講座を申込むその前に
目を通して下さい。
みなさんのお役に立てば幸いです。

2019年 春

名古屋市消費生活センター



コアラ博士

名古屋市消費生活センターってどんなところ？①

名古屋市消費生活センターは、消費者からの相談や、情報提供等を行う名古屋市の施設です

消費生活相談

消費生活相談員が商品やサービスの契約トラブルなど、消費生活に関する相談を受け付け、相談者のみなさんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。
相談は無料で秘密は厳守します。

相談はこちら

(名古屋市在住・在勤・在学の方が対象)

月～金曜日

AM9:00～PM4:15
(祝日・年末年始を除く)

●消費生活相談
052-222-9671
●架空請求ホットダイヤル
052-222-9674
●サラ金・多重債務特別相談
052-223-3160

土・日曜日

AM9:00～PM4:15
(祝日・年末年始を除く)

●土・日テレfon相談
052-222-9690

※土・日曜日は電話相談のみで来所相談は行っていません。

★「電子メールによる相談受付」もご利用下さい。

名古屋市消費生活センター

検索

例えばこんな相談が…

1 携帯電話やパソコンに身に覚えのない請求のメールが届いた。



2 訪問販売で、ついつい必要な商品を購入してしまった。



3 消費者金融からお金を借りたが返済が出来なくなってしまった。



4 クリーニングに出したらワンピースにシミができてしまった。



商品テスト

相談・苦情のあった商品などについて、テストを行っています。

名古屋市消費生活センターってどんなところ？②

くらしの情報プラザ

悪質商法や消費生活に関する図書・DVDの貸出と消費者学習や交流の場の提供を行っています。また、情報アドバイザーがくらしに役立つ情報提供や「くらしのゼミナール」を実施しています。

くらしの情報プラザのご利用は

月～土曜日
AM9:00～PM5:00
(祝日・年末年始を除く)

052-222-9677



講 座

消費生活に関する各種講座や体験型の実習講座、お住まいの地域での出張講座等を行っています。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号
伏見ライフプラザ11階



- 地下鉄「伏見」6番出口から南へ350メートル
- 地下鉄「大須観音」4番出口から北へ450メートル

ウェブサイトも
見てね。



名古屋市消費生活センターの
マスコットキャラクター
コアラのハッピー

基本のキホン! 「収入く支出」はありえない!! ~社会人のおサイフ管理

「1か月に使えるお金はいくら」がわからないと毎月のやり繰りはできません。

「手取り収入く支出」になったら、貯金を食いつぶすか、いきなり借金です。

そんなことにならないように「今月いくらでやり繰りするか」の見込みを立ててみましょう。



(収 入)

手取り収入
○○○○○○円

★手取り収入については
次のページを見てね

節約してお金が残ったら、
ご褒美として、ちょっと
贅沢してもいいかも

(支 出)

固定費(毎月ほぼ同じ額が出ていくお金)

家賃	○○○○○円
通勤費用	○○○○円
水道光熱費	○○○○円
通信費(携帯・インターネット)	○○○○○円
貯金	○○○○○円
～	
合計	○○○○○円

ポイントは、はじめに貯金分を確保すること!※

ふだんから急な出費に備えておこう
夏のレジャーやバーゲンにも!

やり繰りできるお金

食費	○○○○○円
日用雑貨費	○○○○円
教養娯楽費	○○○○円
～	
合計	○○○○○円

他にも奨学金の返済やバイクのローンなど、漏れがないかよく確かめて

やりくりがピンチだからって朝食を抜いたりしないでね

ここまで使ってしまうのが赤字!!
絶対に気をつけてね

※20代の単身世帯の金融資産保有額(預貯金などの額)は158万円。世帯主が20代の「2人以上世帯」では215万円です。
(出典:2016年金融広報中央委員会調査による金融資産保有世帯の中央値)

「給料=手取り収入」ではありません!! ~諸手当、税金、社会保険…

待ちに待った給料日。給与明細書にはたくさんの項目が表示されています。

基本給、通勤手当、健康保険料、所得税…いろいろなお金が支給されたり、差し引かれたり。

最後に残った額があなたの「手取り収入」です。

★会社により設定項目が異なる場合があります。

給与明細書		○○商事株式会社 総務部庶務2課 社員番号180001 名古屋 花子						
支給額	基本給	役職手当	資格手当	住宅手当	扶養手当			
	193,500	0	0	5,000	0			
	通勤手当	時間外手当				遅刻・早退・欠勤減額		
	8,160	7,631				支給額合計		
					0	214,291		
控除額	健康保険料	厚生年金	介護保険料	雇用保険料	所得税	住民税	※社会人になった年は住民税が引かれないことがほとんど。翌年6月から引かれはじめると手取りが減ることも…今が貯金のチャンス!	
	10,428	18,053	0	1,300	3,840	0*		
	組合費	福利厚生費	財形貯蓄					控除額合計
	2,400	1,650	5,000					42,671
社会保険料		財形貯蓄	税 金			差引支給額		
給与水準に応じた額が給与から差し引かれる(天引きされる) 40歳からは介護保険料も支払う		給与天引きで貯蓄できる制度がある場合も。計画的に資金を貯めるためにぜひ活用したい	所得税はその月の支給額で、住民税は前年の収入で算出され、あらかじめ給料から差し引かれる(源泉徴収)			171,620		
			手取り収入			実際に銀行口座に振り込まれる額		

買い物をしてもサイフの現金が減らない!? ~クレジットカード(その1)

現金を持っていなくても、買い物ができるクレジットカード。
でもサイフの現金が減らないから、気がついたらとんでもない額になっていた。
そんなことにならないように……クレジットの利用は慎重に!!

クレジットカードってどんなもの?

- 買い物等の「ショッピング(立替払い)」と、お金を借りる「キャッシング(借入れ)」機能があるカード。
- **クレジットはあくまでも「借金」。**クレジットで購入した商品の所有権は、支払いが終了するまではクレジット会社にある。
- クレジットカードは、枚数を増やすと管理が大変。
会員カード等を作る時は、クレジット機能なしのカードも選択肢に。

クレジットカードを紛失したら?

紛失・盗難などにあったら、すぐにクレジット会社と警察に届けよう。
紛失したままにしておくと、悪用された分まで支払うハメになることも。
※カード番号とクレジット会社の連絡先は手元に控えておこう。

クレジットカードの引き落としができなかつたら?

決済日に口座の残高不足等で引き落としができないと「延滞」となり、遅延損害金が付く。一定期間支払わないと、個人信用情報機関に情報として記録され、カードが使えなくなったり、将来ローンが組めなくなる場合がある。クレジット会社に連絡をとり、すぐに支払おう。



《個人信用情報機関》

消費者ローンやクレジットの契約、返済情報は「個人信用情報機関」に登録されており、金融・クレジット会社は契約時にこの情報を参考にしている。自分の登録情報は照会できる。

一括?分割?リボ払い?どれにするかよく考えて! ~クレジットカード(その2)

クレジットカードには様々な返済方法があります。

それぞれの特徴を理解して、賢く利用しましょう!

●一括(1回)払い……購入した翌月または翌ボーナス期に一括して支払う方法。一般的に手数料は不要。

●分割払い………購入する商品ごとに支払回数、月々の支払額を決めて支払っていく方法。
利用額や支払回数に応じた手数料がかかる。

●リボルビング払い……利用額にかかわらず、月々一定額を支払っていく方法*。「残高」に応じた手数料がかかる。

*ほかに残高に対して一定率を支払う方法もある。

★返済期間が長いほど手数料も増えていきます。特に、リボルビング払いは毎月の支払額(返済額)が一定で負担感が少ない反面、追加利用を繰り返していると、なかなか完済できず、借金漬けになる危険性があります。気をつけましょう。

【リボルビング払いのシミュレーション】

毎月の支払額1万円(元利定額方式。手数料=実質年率15%、月利1.25%)とすると…

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	パソコン 円 100,000 	DVD 円 5,000 	旅行代金 円 30,000 	円 0	デジカメ 円 20,000 	円 0
購入額計	100,000	105,000	135,000	135,000	155,000	155,000
支払額 (元金+手数料)		10,000 元金 手数料 (8,750+1,250)	10,000 元金 手数料 (8,797+1,203)	10,000 元金 手数料 (8,532+1,468)	10,000 元金 手数料 (8,639+1,361)	10,000 元金 手数料 (8,497+1,503)
未払残高		96,250	117,453	108,921	120,282	111,785



買い物ばかりしていると
残高が膨らんでいくことも!

ここまで手数料は
合計で6,785円

契約ってなんだろう？

契約って、仕事の上では重要。
だけどプライベートでは無関係？
いいえ、私たちは普段の生活でもたくさん契約をしています。

契約とは「法的な責任を伴う約束」※のこと

- 申込みと承諾の意思表示が合致したときに成立する。
- 口約束だけでも成立するが、高額な商品を購入する場合は、後で言った、言わないのトラブルを避けるために契約の内容を書面に残しておこう。
※守らないとキャンセル料や損害賠償を求められることがある約束

自分の都合だけではやめられない！

お店で商品を購入した場合、後から返品したくなってしまっても、商品自体に問題がなければ、一方的に解約はできない。
返品や交換は、あくまでも店のサービス。
ただし、訪問販売などの場合は、クーリング・オフの制度がある。



クーリング・オフを知ろう！(その1)

「クーリング・オフ」という言葉、聞いたことはありますよね。でも制度の内容は知っていますか？
クーリング・オフは、消費者の味方になってくれる心強い制度です。

クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売などで、不意に勧誘され契約した場合に、頭を冷やして(cooling-off)考え直し、一定期間内に「通知書」を出せば、無条件に解除できる制度。

クーリング・オフの効果

- 支払い済みの代金は全額返金される。
- 商品を受け取っている場合は、事業者負担で返品できる。
- 既に工事が行われている場合でも、事業者の負担で元に戻してもらえる。

通信販売や店舗での販売※には
クーリング・オフはないよ。
気をつけよう！

※エステや語学教室などの「特定継続的役務提供」や、キャッチセールスなどにより店舗で契約した場合は
クーリング・オフの対象となる。



クーリング・オフできる取引と期間は次のページを見てね。
訪問購入(訪問買取)もクーリング・オフできるようになったよ。センターのウェブサイトでチェックしてね。



クーリング・オフを知ろう！(その2)

「クーリング・オフ」はどんな取引でもできるの？

●右表の取引などが対象

●下記の場合は対象外

- | | |
|----------------|-------------|
| ・営業のための取引 | ・自動車・自動車リース |
| ・3,000円未満の現金取引 | ・葬儀サービス |
| ・消費した健康食品、化粧品 | など |

「クーリング・オフ」はいつでもできるの？

●右表の期間内に通知書を送ればOK

- ・送った時点で契約解除となる。(発信主義)
- ・法律で定められた事項が記載された申込書面又は契約書面を受取った日を1日目として数える。

●事業者が「クーリング・オフはできない」など嘘を言ったりして妨害した時は、期間が延長される



クーリング・オフ期間が過ぎても取消や中途解約ができる場合があるよ。
消費生活センターに相談してね。

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス・催眠商法・ アポイントメントセールスを含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供※ (エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、 学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	20日間
訪問購入(訪問買取) (自動車、大型家電、家具、書籍、 有価証券、CD・DVD等を除く)	8日間
生命保険・損害保険契約※※	8日間

※契約期間が2か月(エステと美容医療は1か月)を超え、
契約金額が5万円を超えるもの

※※保険期間が1年を超え、店舗以外で契約したもの

クーリング・オフを知ろう！(その3)

具体的にはどうすればいいの？

●書面(はがきで可)で通知

- ・現金払いの場合は、販売会社へ。
- ・クレジット払いの場合は、クレジット会社と販売会社へ。

●通知した証拠を残すことが重要

- ①はがきに契約をやめたい旨を記入する。
- ②はがきの両面をコピーする。
- ③郵便局の窓口で、特定記録郵便か簡易書留で発送する。
- ④はがきのコピーと特定記録郵便・簡易書留の受領証は大切に保管する。

はがき記入例

(裏面)

契約解除通知書	
契 約 日	○○○○年○月○日
商 品 名	○○○○○
契 約 金 額	○○○○○円
販売会社名	○○株式会社○○営業所
担 当 者 名	○○○○氏
上記日付の契約を解除します。	
なお、支払済みの○○○円をすみやかに返金し、商品を引き取ってください。	
○○○○年○月○日	
契約者住所	○○市○○区○○町○○番地
氏 名	○○○○

(表面)

<input type="checkbox"/> 切手	郵便はがき
□□□-□□□□□	
<input type="checkbox"/>	○○市○○町○○番地
<input type="checkbox"/>	○○株式会社
<input type="checkbox"/>	代表者○○
<input type="checkbox"/>	様

通信販売って便利だけど……

実物を見られず、匿名性も高いことからトラブルも発生しています。

ネット通販でTシャツを購入した。
届いてみたらイメージと違ったので、
返品したいと伝えると、
「返品はできない」
と言われた。



通信販売 利用の心得

- 信頼できる業者を選ぶ。
右のマークの有無が目安になる。
- 「返品・交換は可能か」「可能な場合の条件は」「送料の負担は」などの条件をチェックする。
- 申込内容や連絡先のメモを残しておく。
- はじめて利用する業者は、後払いにすると安心。



社団法人日本通信販売協会会員
(ジャドママーク)



ONLINE
SHOPPING
TRUST
(オンラインマーク)

「お試し」のつもりが定期購入だった！！

ホームページやSNSで、サプリや化粧品などのお試し用の商品を注文したつもりが、定期購入になっていたというトラブルが急増！
購入前には契約の内容をしっかり確認しよう。

通信販売には、クーリング・オフの制度がありません

解約できるのは、

- ・返品特約※で返品可となっており、その条件を満たしている時
- ・商品に瑕疵(キズなど)があり使用できない時
- ・当事者間で解約の合意ができた時

など

※返品特約がない場合は、商品を受取った日から8日以内は解約できる。
ただし、返品費用は購入者負担となる。

気をつけて！ ネットオークション

出品者が個人の場合、事業者から消費者を守る法律が適用されないよ。
より慎重に対応してね。



クリーニングトラブルを防ごう！

社会人になると、スーツや礼服など学生時代とは違った衣類のお手入れの機会が増えてきます。なかでも、クリーニングトラブルは意外と多いもの。クリーニング店利用のポイントを紹介します。



クリーニングが原因なの??

原因が特定しにくいクリーニングのトラブル。衣類そのものの問題や、消費者の着用状況によることも。何か異変に気づいたときは、すぐ店に申し出よう。

トラブルを防ぐためには、出す時と受取る時のチェックが重要だね。
それから衣類は消耗品！
洗濯したり、クリーニングしたら
多少の生地の傷みは避けられない。
新品にはならないよ。



クリーニング店を利用する時にCHECK！

□ポケットの中やボタン、ほつれ等を確かめる。汚れやシミの位置を店にはっきり伝える。

※衣類の情報を正しく伝えることがトラブル防止に重要！

□上下一対のもの、付属品はいっしょに出す。

※バラバラにすると色や風合いが変わってしまう場合がある。

□受取ったらその場で仕上がりの確認をする。

□店のビニールカバーに入ったまま保管しない。

※カビや変色の原因となることも。

□信頼できるクリーニング店を利用する。

※クリーニング店の責任によりトラブルが発生した場合、下記のマークの店では、「クリーニング事故賠償基準」により対応を行っている。(洗濯物を受取ってから6か月以内に適用) 安心の一つの目安に。



LDマーク
全国クリーニング生
活衛生同業組合連合
会の加盟店



愛知県クリーニング生活
衛生同業組合の加盟店



Sマーク
厚生労働大臣が認可した「クリー
ニング業の標準営業約款」に基づ
いて営業しているクリーニング店

あなたに迫る消費者トラブル① ~パソコン・スマホ・ケータイ~

名古屋市消費生活センター相談件数のワースト1は、デジタルコンテンツのトラブル！

未納料金が発生しています！？

実在する大手通販サイトを名乗る業者から、「有料動画の閲覧履歴があり、未納料金が発生しています。本日ご連絡なき場合は、法的手続きに移行します」というSMS(電話番号を用いたショートメッセージサービス)が届いた。身に覚えはないが不安。



アドバイス

- ・大手通販サイトを語った悪質業者から不特定多数の人へ無差別に送信される架空請求メールなので無視しよう。
- ・あわてて業者に連絡すると高額な支払いを求められるので、絶対に連絡しないようにしよう。
- ・請求された内容について不明な点があったり、不安な場合は、一人で悩まないで消費生活センターに相談しよう。



出会い系サイトで高額な利用請求が…

恋人が欲しいと思い、出会い系サイトに登録した。何回も会う約束をしたが、一度も会えなかった。約束をするために、メール交換を繰り返し、サイト利用料150万円をクレジットカードや電子マネーで支払った。

アドバイス

- ・出会い系サイトでは、相手が「サクラ」と疑われる被害が多く発生。
- ・相手に会えずに利用料ばかりが高額になり、支払いに困っているという相談が寄せられている。注意しよう。



あなたに迫る消費者トラブル② ~ウェブサイトで販売されている「情報商材」

「誰でも簡単に稼げる方法…」 そんな甘い話はありません！

情報商材とは、ウェブサイト上などで「お金の儲け方」など、情報の内容 자체を商品とし、様々なノウハウを提供すると称するもの。得られる情報は購入するまでその内容がわからないため、説明と違う、価値がないので返金してほしいなどのトラブルが多発。

SNSの広告に簡単に稼げる副業の記事があったので、興味を持ち、稼げる方法を記載したPDFファイル（情報商材）を15万円で購入した。作業の内容はサイト上の代理店から商品を仕入れてショッピングサイトで販売をするものだったが、作業は複雑で何時間もかかるものだった。

10日後作業に手間取ると業者にメールで相談したら特別なサポートを受けられる会員契約をすることになり49万円を支払った。ところが1か月頑張ってみたが、一度も売れなかった。



アドバイス

- 条件の良い情報にはトラブルの種が潜んでいる可能性が高いことを忘れずに！収入を得るために何か契約しなければならないときは、いったん立ち止まってよく考えよう。
- いったん契約すると儲からないからといって簡単に解約、返金してもらうことは困難。購入時の広告や契約画面などのデータをもとに、取引に至った経緯や問題点を整理して販売業者に対し解約を申し出て、交渉していくことになる。



あなたに迫る消費者トラブル③ ~マルチ商法~

「良い商品」だから すすめているの？ だけど…友達減っていませんか？

知人に「いいビジネスがある」「勝ち組になろう」と誘われてセミナーに行った。そこで、会員になって健康食品や浄水器を売れば、自分のためにも友達のためにもなると言われ、30万円分の健康食品をローンで買って会員になった。「すぐにモトが取れる」と言っていたのに、声をかけた友達はだれも買ってくれず、ローンの返済だけが残ってしまった。

マルチ商法

簡単にもうかるという「うまい話」には要注意

「友人を紹介するだけで簡単にもうかる」などと販売組織に勧説し、入会時に商品を購入させたり高額な登録料を支払わ



せる。しかし、収入は得られず、多額の借金や在庫を抱える場合がほとんど。「ネットワークビジネス」と説明する場合もある。

どこが問題なの？

- ・友人がその商品を欲しいとは限らない。勧説行為により、友人関係が壊れることも。
- ・成功者の話はほんの一部の特殊な例にすぎず、簡単にはもうからない。ローンだけが残り、返済に困る場合もある。

アドバイス

- ・契約書又は商品を受取った日から20日以内なら、クーリング・オフできる。
- ・クーリング・オフ期間が過ぎても、いつでも中途解約はできる。加入の際に購入した商品等についても、入会後1年未満で退会する場合は、受領後90日以内で未開封・未使用など一定条件を満たせば返品できる。詳しくは消費生活センターに相談しよう。



賃貸住宅の退去トラブル

消費生活センターには、賃貸住宅退去時の修繕費に関する相談が数多く寄せられています。
「賃貸マンションを退去したら、高額な修繕費用を請求された！」あなたならどうしますか？

きれいに使っていたマ
ンション。最後に大掃除
までして退去したのに、
ハウスクリーニング代
を請求された。



トラブルを避けるための心得

【契約前】・契約書をしっかり読み、納得してから契約する。

【入居時】・まず部屋を点検。問題があればすぐ管理会社に連絡し、記録を残しておく。
(日付入りの写真も撮っておく)

【入居中】・設備機器の故障など修理が必要な場合は、速やかに管理会社に連絡する。

【退去時】・部屋の掃除をした後点検する。

- ・退去時の立ち会いで修繕箇所の有無を確認する。
(入居時と同様に日付入りの写真を撮っておくとよい)
- ・修繕費の明細を出してもらい、納得がいかない場合は、貸主や管理会社とよく話し合う。
(国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にするとよい)

ガイドラインの考え方では…

(詳しくはウェブでチェック！)

貸主(大家)の負担 (経年変化、通常損耗など)	借主(入居者)の負担 (故意や不注意、通常の手入れを怠ったケースなど)
<ul style="list-style-type: none">●ハウスクリーニング●破損・紛失のない鍵の取替え●日焼けによる畳やフローリング、壁の変色●壁に貼ったカレンダーやポスターの画鋲の穴●家電による壁の黒ずみ	<ul style="list-style-type: none">●台所の油汚れ●タバコ等のヤニ・臭い●飲み物等によるカーペットのシミやカビ●下地ボードの張替えが必要な壁の釘穴●結露放置によるカビ

★★★★★★★★★★★★ 困った時は 誰かに相談しよう ★★★★★★★★★★★

名古屋市 消費生活相談 (名古屋市消費生活センター)	☎(052)222-9671 (平日9:00~16:15) ☎(052)222-9690 (土・日9:00~16:15)	名古屋市在住・在勤・在学の方が対象
愛知県 消費生活相談 (愛知県消費生活総合センター)	☎(052)962-0999 (平日9:00~16:30、土・日9:00~16:00)	愛知県在住・在勤・在学の方が対象
消費者ホットライン	☎188(いやや！) ※開所時間は窓口によって異なります	地元自治体の消費生活相談窓口を案内する全国共通の電話番号
法テラス(日本司法支援センター★) ★国が設立した公的な法人	☎0570-078374 (平日9:00~21:00、土 9:00~17:00) ※IP電話、PHS等からは03-6745-5600	法的トラブルをかかえた人に解決への情報やサービスを提供
警察安全相談	☎#9110(短縮ダイヤル)(全国共通) ☎(052)953-9110(愛知県警)(平日9:00~17:00)	犯罪等による被害の未然防止や暮らしの安全と平穏の相談
総合労働相談 (愛知労働局総合労働相談コーナー)	☎052-972-0266 (平日9:30~17:00) ※各労働基準監督署内にも総合労働相談コーナーがあります	解雇、配置転換、いじめなど労働問題に関する相談
救急医療情報センター (愛知県救急情報センター)	☎(052)263-1133 (24時間) http://www.qq.pref.aichi.jp (あいち救急医療ガイド)	深夜など受診先が分からない時の医療機関の情報提供
名古屋おしえてダイヤル	☎(052)953-7584 (年中無休8:00~21:00)	区役所での手続きなど名古屋市政に関する簡単なお問合せの総合窓口
名古屋いのちの電話 (社会福祉法人愛知いのちの電話協会)	☎(052)931-4343 (年中無休 24時間)	悩み苦しんでいる人のための電話相談